

3. 支給対象従業員

No.	質問	回答
1	繁忙時と閑散時で異なる時給を設定しているが対象となるか。 また、別途必要な証明書類はあるか。	雇用条件通知書にて、繁忙期・閑散期それぞれの時給が記載されているようであれば、賃上げ前後の雇用条件通知書を添付いただき、要件を満たす賃上げを行っていれば対象となります。 なお、雇用条件通知書に賃金の記載がない場合には、それぞれの期間で要件を満たす賃上げをしていることが確認できる書類を追加提出いただきます。
2	労働者全員ではなく、一部労働者のみの引上げでも対象となるか。	・賃上げ支援コースを申請する場合は、「雇用するすべての労働者の1時間当たりの賃金が1,040円以上となること」が要件となります。 ・地域賃上げ加算支援コースにおいては、基準額が最低賃金水準となるため、10月12日時点で労働者全員がこの賃金に達していない場合、最低賃金法違反となり、支給対象となりません。
3	対象期間中に複数回賃金引上げを行った場合、複数回申請することは可能か。	複数回の申請はできないため、複数の期間に分けて賃金を引き上げる予定の場合、全員の引上げが完了した後に申請してください。 ※例外として、「地域賃上げ加算支援コース」の申請受付開始前に「賃上げ支援コース」の申請を行った事業者については、「地域賃上げ加算支援コース」のみ追加で申請することが可能です。
4	外国人労働者（技能実習生など）も、賃上げを行えば本事業の対象となるか。	就労期間等を含め今後1年間、賃金を引き下げることなく雇用を維持できる場合には対象となります。
5	賃上げした後、職員が産休やケガなどにより休業した場合、給与が支給されない月がある。 このために賃上げ後1年間継続して支払われないことになるが、そのような場合はどうなるのか。	賃金引上げ後、対象従業員が産休/育休やケガ等により休業することとなり、給与が支給されない月があった場合については、やむを得ないと認められるので、返還は不要とします。 ただし、賃上げ直後に休業予定であるため、賃上げ後の給与が支払われないことが判明している場合は対象外となります。 ※復帰後の申請であれば認められます。

3. 支給対象従業員

No.	質問	回答
6	週所定労働時間の20時間以上の起算日は何曜日から何曜日でみなすのか。	労働条件通知書、もしくは雇用条件通知書に記載の週労働時間で申請可否を判断するため、週の起算日は事業者の設定している区間で構いません。
7	非正規雇用労働者の要件について詳しく教えてほしい。	雇用保険の加入の有無にかかわらず、下記の両条件を満たせば、原則として対象の従業員となります。 ①労働条件通知書 又は 雇用契約書に記載の、週の所定労働時間が20時間以上であること、または週20時間以上の実働時間があり、それを証明できること ②今後1年間賃金を引き下げることなく、かつ週所定労働時間20時間以上の条件で契約更新されること
8	従業員が現在のパート（非正規雇用）から正社員（正規雇用）に雇用替えされたことにより賃金が上がった場合は対象となるのか。	単に正社員となることにより賃金が上がる場合には、事業所内での賃上げが行われたとはみなされないため対象となりません。事業所内で賃金改定が行われることで、賃上げの要件を満たした場合に対象となります。 その場合、賃金改定を行ったことが確認できる書類（引上げ前後の賃金規程など）を提出いただき、審査を行います。
9	農業に従事しているが、季節的に4か月以上の雇用をしている場合対象になるのか。	引上げ後に1年以上継続して雇用する見込みが無ければ対象外となります。
10	障害者雇用の特例で週の労働時間が20時間未満となっている。 障害者特例雇用の場合は申請対象とは認められないのか。	障がい者雇用の特例対象となっている場合（週10～20時間未満）には、本支援金の支給対象とします。 なお、その場合であっても、引上げ後1年間は継続して就業する見込みがあることなど、通常の従業員と同様の要件を満たすことが必要となります。

3. 支給対象従業員

No.	質問	回答
11	時給を日勤、夜勤で2種類設けている（深夜割増等ではなく、どちらも基本給）。 日勤については賃上げを行ったが、夜勤の方は賃上げをしていない。 この場合に日勤、夜勤兼業の人は本支援金の対象となるか。	日勤時給、夜勤時給のどちらも賃上げがされていれば対象となります。左記の場合、夜勤時給は引上げとなっていないことから対象外とします。
12	今年から、企業年金の導入を検討中。 事業者としては賃上げをしたが、企業年金に加入了ことにより実際の手取りが変化しない場合、対象となるか。	基本給と恒常に支払われる諸手当を足したものと比較対象とするため、手取りが変化しなかったとしても基本給が引きあがっている場合、対象となります。
13	定期昇給によって基本給が引きあがった場合、対象となるか。	定期昇給において基本給が引きあがった場合も、時給換算で前月と比較し、要件を満たす賃上げが行われている場合は対象となります。